

検討班の設置等について(案)

○ 以下の2分野について検討班を設置し、制度改正、予算措置、診療報酬・介護報酬改定等における対応について検討を開始する。特に、平成 22 年度予算編成及び平成 22 年度診療報酬改定から可能な措置を盛り込めるよう、具体的項目の整理を早急に進める。

名称	検討事項	班員（班長（◎）、副班長（○））	関係課（※2）
医療の機能分化・連携班	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の強化 ・一般病床の機能分化（回復期、亜急性期、その他の一般） ・病診連携 ・療養病床の取扱い 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎医政局総務課長 ○医政局指導課長 ○保険局企画官（※1） ○医政局医療制度調整官 ○保険局医療保険制度企画調整官 	医政局総務課、政策医療課指導課、医事課、看護課、老健局老人保健課、保険局総務課、医療課
介護と医療の連携（地域包括ケア班）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅サービスの連携・地域包括ケア ・在宅医療・介護、訪問看護、居住系施設・介護施設に対する外部からの医療の提供 ・主治医・高齢者担当医の役割 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎保険局医療課長、 ◎老健局老人保健課長 ○医政局政策医療課長 ○保険局企画官（※1） ○老健局企画官 	医政局政策医療課、医事課、看護課、老健局振興課、高齢者支援課、老人保健課、保険局医療課

※1 保険局医療課に配属されている企画官をいう。

※2 関係課は、検討の進捗状況に応じて、プロジェクトチーム主査が適宜追加等を行うものとする。